

東根市人事行政の運営等の状況

市政運営の透明度及び公平性を高めるため、市職員の任免や給与等に関し、人事行政の運営等の状況について、「東根市人事行政の運営等の状況に関する条例」に基づき、その概要を次のとおり公表します。

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況
- 8 公平委員会の業務の報告

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数に関する状況（平成17年4月2日～平成18年4月1日）

職種	H17.4.1現在	期間内の退職者	期間内の採用者	H18.4.1現在
一般行政等	259	8	6	257
保健師・栄養士	11	2	0	9
保育士・児童厚生員	48	2	0	46
消防職	52	1	2	53
技能労務職	33	3	0	30
合計	403	16	8	395

この表での一般行政等は、上記各職以外の者とし、企業職や教育公務員を含みます。

(2) 退職者の状況（平成17年度）

退職事由	定年	勸奨・普通	死亡	その他	計
退職者数	9	5	1	1	16

(3) 競争試験と任用の状況（平成17年度採用試験）

試験区分	第一次試験日	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	最終合格者数
上級行政	H17.9.18	101	78	8	3
初級行政		29	29	6	2
消防士		9	8	3	1
消防士 (救急救命士)		3	3	2	1

2 給与の状況

東根市の給与・定員管理等について

総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	45,993	15,368,439	248,981	3,279,939	21.3	18.0

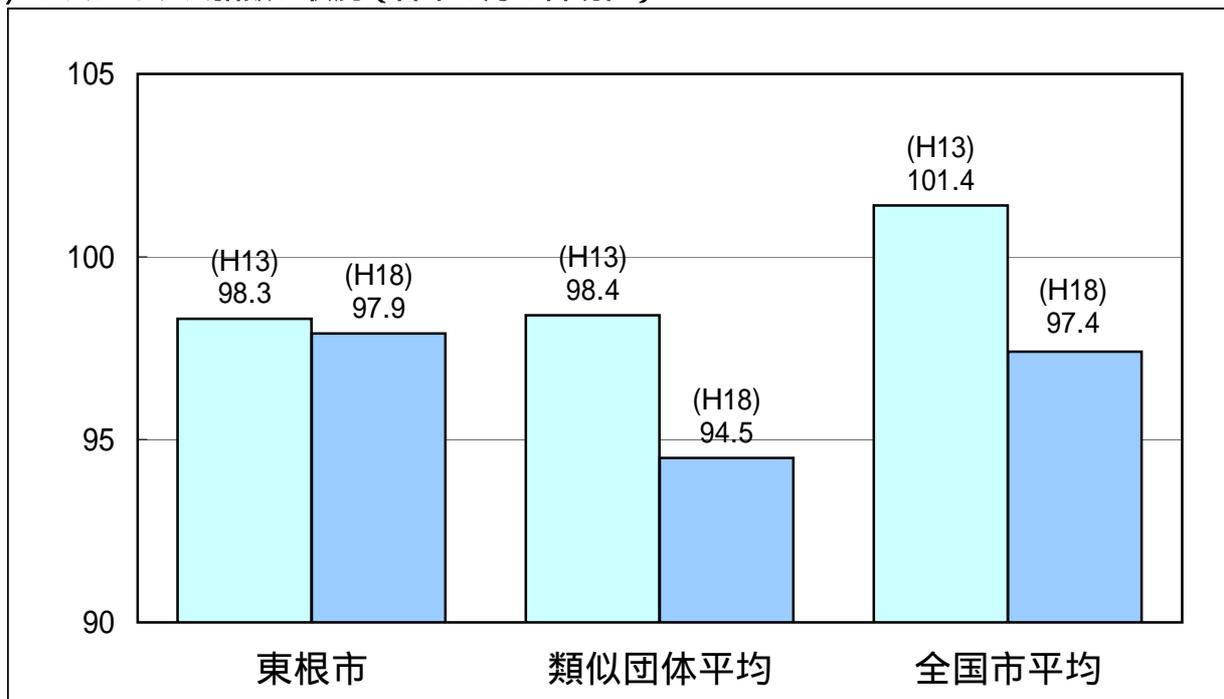
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	362	1,441,363	217,232	577,244	2,235,839	6,176	6,119

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含みません。

2 「職員数」は、平成17年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東根市	42.0歳	333,200 円	378,650 円	355,923 円
山形県	42.9歳	363,900 円	427,200 円	394,400 円
国	40.4歳	328,477 円		381,212 円
類似団体	42.7歳	333,185 円	380,094 円	359,336 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東根市	43.5歳	297,400 円	316,346 円	316,075 円
うち技能士	45.4歳	303,500 円	326,401 円	330,117 円
うち自動車運転手	38.5歳	262,200 円	315,201 円	282,594 円
うち学校給食員	39.9歳	279,500 円	290,110 円	293,561 円
山形県	42.3歳	332,000 円	368,500 円	356,100 円
国	48.4歳	286,500 円		318,595 円
類似団体	47.0歳	292,429 円	312,316 円	303,976 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

4 「平均年齢」は、10進法で表示しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分		東根市	山形県	国
一般行政職	大学卒	上級 170,200 円	170,200 円	種 179,200 円
		初級 159,700 円		種 170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	134,000 円	-
	中学卒	123,900 円	123,900 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	299,700 円	339,600 円	395,600 円
	高校卒	245,300 円	292,300 円	352,100 円
技能労務職	高校卒	226,700 円	267,000 円	286,200 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

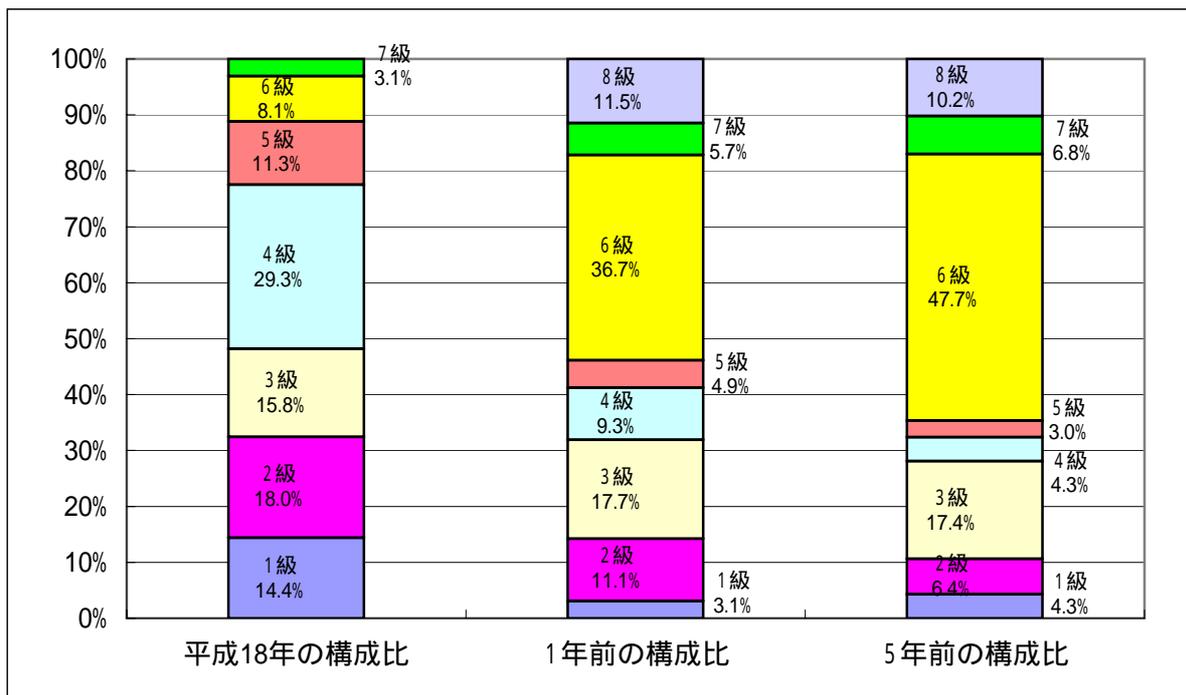
一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師、主事補	32 人	14.4 %
2級	副主任	40 人	18.0 %
3級	係長、主任	35 人	15.8 %
4級	主査	65 人	29.3 %
5級	課長補佐	25 人	11.3 %
6級	課長	18 人	8.1 %
7級	部長	7 人	3.2 %

(注) 1 東根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、8級を6級及び7級に分割しました。)

(2) 昇給期間短縮の状況

区分		一般行政職	技能労務職
17年度	職員数 A	226 人	33 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	26 人	4 人
	比率 B/A	11.5 %	12.1 %
16年度	職員数 A	223 人	37 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	24 人	2 人
	比率 B/A	10.8 %	5.4 %

職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東根市	山形県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,581 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,856 千円	
(17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.40 月分 (-)月分 (-)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.60)月分 (0.70)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 20% 管理職加算 15% ~ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 20% 管理職加算 10% ~ 25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 「一人当たり平均支給額」は、企業職分を除いた支給額です。

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

東根市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 21,093 千円			1人当たり平均支給額 -		

(注) 退職手当の「1人当たり平均支給額」は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	0.0 %	
手当の種類(手当数)	2	
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行旅病人又は行旅死亡人取扱手当	行旅病人取扱作業	1件 1,000円
	行旅死亡人取扱作業	1件 2,000円
犬猫等死体処理作業従事手当	犬猫等死体処理作業	死体1体につき300円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (平成17年度決算)	94,386 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)	263 千円
支給実績 (平成16年度決算)	92,415 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成16年度決算)	333 千円

(注) 「平成17年度決算」は、全会計のうち企業職分を除いた支給内容です。

「平成16年度決算」は、普通会計分の支給内容です。

(5) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 13,000 円 配偶者以外の扶養親族二人まで 月額 6,000 円 扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族一人まで 月額 6,500 円 配偶者のない職員の扶養親族一人まで 月額 11,000 円 その他の扶養親族 月額 5,000 円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子については、一人につき5,000円加算	同	無	41,020千円	215,839円
住居	持家の場合 月額 3,000 円 借家の場合 限度額月額 27,000 円	異	持家の場合の手当の額	9,705千円	83,665円
通勤	交通機関利用の場合 限度額月額 55,000 円 自動車等の場合 通勤距離に応じて、月額 2,000 ~ 24,500 円	異	支給区分	13,563千円	46,770円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給される手当 東根市の地域区分: 4級地、支給期間: 11月 ~ 3月 扶養親族あり世帯主 月額 17,800 円 扶養親族なし世帯主 月額 10,200 円 その他の職員 月額 7,360 円	同	無	29,716千円	77,386円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給される手当 給料月額に、次の支給割合を乗じる (月額) 部長級 15 % 課長級 10 %	同	無	18,310千円	610,344円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、 正規の勤務時間中に勤務した職員に支給される手当 勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同	無	14,063千円	124,449円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給される手当 勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同	無	3,674千円	91,846円

(注) 企業職分を除いた支給内容です。

特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	920,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,010,000 円 / 522,000 円	
	助 役	695,000 円	800,000 円 / 526,500 円	
	収 入 役	595,000 円	750,000 円 / 482,700 円	
報 酬	議 長	435,000 円	475,000 円 / 266,000 円	
	副 議 長	385,000 円	425,000 円 / 214,000 円	
	議 員	360,000 円	400,000 円 / 177,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 助 役 収 入 役	(平成17年度支給割合) 3.30 月分	月額給料(報酬)に40%を加算し、それに 左の月数を乗じた額	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成17年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市区町村長	退職月の給料月額×勤続月数×56.7/100	25,038,720 円	
	助 役	退職月の給料月額×勤続月数×33.1/100	11,042,160 円	任期満了後
	収 入 役	退職月の給料月額×勤続月数×28.4/100	8,111,040 円	
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

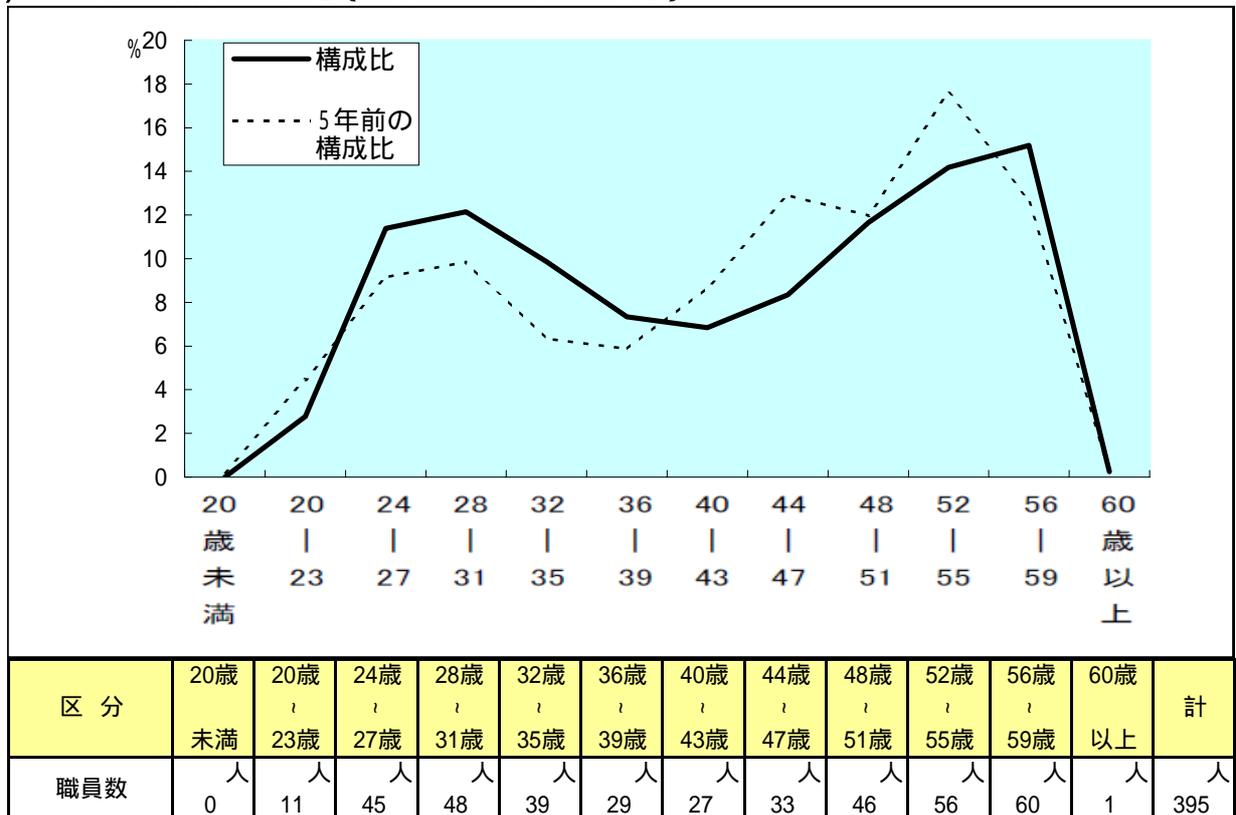
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成18年	平成17年		
普通会計部門	議会	5	5		
	総務	65	68	3	電算業務の外部委託など
	税務	21	21		
	労働	1	1		
	農林水産	20	20		
商工	8	8			
一般行政部門	土木	30	31	1	県への派遣期間終了による
	民生	74	74		
	衛生	22	20	2	
	計	246	248	2	
	計	246	248	2	<参考>人口1,000人当たり職員数 5.35 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 7.76 人)
	教育部門	54	60	6	給食調理場調理師退職不補充、市民体育館への指定 管理者制度導入など
	消防部門	55	54	1	平準化計画に基づく採用増
	小 計	355	362	7	<参考>人口1,000人当たり職員数 7.72 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.47 人)
公営会計事業部等門	水道	13	13		市営墓地の区画分譲完了による
	下水道	9	9		
	その他	18	19	1	
	小 計	40	41	1	
	合 計	395	403	8	<参考>人口1,000人当たり職員数 8.59 人
		[480]	[480]	[]	

(注) 1「職員数」は、一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。(平成18年6月14日～条例改正、職員定数400人)

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成18年4月1日現在)



(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 403	人 371	人 32	% 7.94

(参考) 第4次東根市行財政改革大綱「集中改革プラン」における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	32人の削減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	18年～20年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	
一般行政	職員数	248	246				224
	増減		2			2 (8.3%)	24
教 育	職員数	60	54				55
	増減		6			6 (120%)	5
消 防	職員数	54	55				52
	増減		1			1 (-50%)	2
公営企業 等会計	職員数	41	40				40
	増減		1			1 (100%)	1
計	職員数	403	395				371
	増減		8			8 (25%)	32

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

3 「増減」は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

公営企業職員の状況

(1) 水道事業（簡易水道事業含む）

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
17年度	817,160	378,088	68,488	8.4	10.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
17年度	11	45,077	5,062	18,349	68,488	6,226	6,971

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当が含まれません。
2 「職員数」は、平成18年3月31日現在の人数です。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東根市	44.9歳	362,918 円	573,430 円
団体平均	44.8歳	376,947 円	577,214 円

- (注) 1 「基本給」は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等が含まれます。
3 「平均年齢」は、10進法で表示しています。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東根市		団体平均	
1人当たり平均支給額(17年度)		1人当たり平均支給額(17年度)	
1,668	千円	1,788	千円
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.40 月分	- 月分	- 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

東根市			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)					
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 16,069 千円		

- (注) 退職手当の「1人当たり平均支給額」は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(2) 工業用水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
17年度	133,731	59,300	13,000	9.7	12.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	2	8,673	1,946	2,381	13,000	6,500	

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,689

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当が含まれません。
 2 「職員数」は、平成18年3月31日現在の人数です。
 3 「平均年齢」は、10進法で表示しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東根市	48.0歳	415,650 円	664,740 円
団体平均	43.7歳	368,155 円	563,237 円

(注) 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等が含まれます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東 根 市		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額(17年度)		1人当たり平均支給額(17年度)	
1,748	千円	1,717	千円
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.40 月分	- 月分	- 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

東 根 市			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)					
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 5,068 千円		

(注) 退職手当の「1人当たり平均支給額」は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、各種休暇等の勤務条件については、市条例・規則において定められております。

(1) 勤務時間 (週40時間勤務の一般的なもの)

(平成17年6月15日改定)

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	休息時間	1日の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分～午後1時00分	午後0時00分～午後0時15分 午後3時00分～午後3時15分	8時間

(2) 各種休暇の概要

1) 年次有給休暇 1年に付き20日付与(未取得日数分は20日を上限に翌年に繰越可能)

2) 病気休暇 職員が負傷又は傷病のため療養する必要がある、その勤務しないことやむを得ないと認められる場合における休暇

負傷又は疾病の区分	期間
1 公務上又は通勤による負傷又は疾病	必要と認められる期間
2 1以外の負傷又は疾病	
ア 結核性傷病	1年以内で必要と認められる期間
イ 高血圧病(脳卒中を含む。)動脈硬化症心臓病及び悪性新生物による疾病並びにその他の慢性疾病で任命権者が特に必要と認めるもの	180日以内で必要と認められる期間
ウ 精神及び神経に係る疾病で任命権者が特に必要と認めるもの	
エ アからウまでに掲げるもの以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間
3 負傷又は病気により休職を命ぜられた職員が復職後において、又は病気休暇を与えられた職員が、休暇の期間満了後において、なお普通勤務が困難な場合	60日以内で必要と認められる期間中 1日につき必要と認められる時間

3) 特別休暇 選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇

事由	期間
公民権行使	必要と認められる期間
証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
骨髄移植ドナー登録・提供	必要と認められる期間
社会貢献活動	1年において5日の範囲内
結婚	連続する5日の範囲内
女性職員の出産	産前8週以内 産後8週
生後1歳に達しない子の育児	1日2回各30分以内
女性職員の生理	必要と認められる期間
妊娠職員の母体・胎児保護のための休息及び補食	必要と認められる時間
妊産婦法定検診	必要と認められる時間
妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内
妻の出産	2日以内
就学前児童の看護	1年において5日の範囲内
忌引	続柄等に応じ、連続する1～10日以内
追悼行事	1日以内の期間
夏季休暇	7～9月の間に3日の範囲内
感染症発生による交通遮断	必要と認められる期間
住居滅失又は損壊並びにその回避	15日(恐れがある場合は3日)以内の期間
災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間
通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる期間

- 4) 介護休暇 職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により、規則に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

事由	期間
家族の介護	2週間以上6ヶ月以内(無給)

4 分限及び懲戒処分の状況(平成17年度)

(1) 分限処分者数

分限処分とは、公務能率確保の観点から、本人の意に反し、本人の身分を不利益に変動させる処分

	降任	免職	休職	降給
勤務成績がよくない場合				
心身の故障の場合				
職に必要な適格性を欠く場合				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				
刑事事件に関し起訴された場合				

前年度から引き続く処分を除いています。

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対し、道義的責任を問うことにより公務の規律と秩序を維持することを目的とする制裁的な処分

	戒告	減給	停職	免職
信用失墜行為				
監督責任				

5 サービスの状況

(1) 営利企業等への従事許可

地方公務員法の規定により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することができません。これは、職員の職務専念義務が損なわれることを未然に防止するため、また、職務の公正を確保し、職の信用を保持するための規制措置です。

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定により、法律その他条例に特別の定めがある場合を除き、職員はその勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。

例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

- ・ 研修を受ける場合
- ・ 国又は他の地方公共団体、学校その他の公共的団体から依頼を受けて講演等を行う場合
- ・ 厚生事業への参加

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成17年度の主なもの）

研修体系	主な概要	研修の区分	実施研修数	受講者数
集合研修	基本研修 職務遂行に必要な知識、技能、態度を習得するために行う階層別研修	新採職員研修、初・中・上級・技能労務職員研修、JST研修、課長・課長補佐研修	10件	87人
	実務研修 専門的又は実務的な知識、技能及び態度等を習得するために行う研修	パソコン研修、プレゼンテーション研修、人事評価研修	4件	179人
	特別研修 新たな行政課題へ対応するための知識、技能、態度を習得するための研修	環境ISO研修、友好都市交流研修、危機管理研修、政策法務研修、公務員倫理研修、教養講演会、行政課題視察研修、	14件	749人
集合研修 計			28件	1,015人
派遣研修	専門的な知識や技術等を習得するため、職員を各種研修機関や団体等に派遣して行う研修(市町村職員研修所、市町村アカデミー、自治大学校、東北自治研修所等)		45件	61人
総 計			73件	1,076人

(2) 勤務成績の評定状況

ア 昇給

職員の昇給について、各昇給期(4月1日、7月1日、10月1日、1月1日)に、任命権者が各職員の1年間の勤務成績を判定し、昇給の可否を決定しています。

平成18年度から昇給期は1月1日のみとなりました。

イ 昇格

昇任基準を満たした時期に、任命権者が当該職員の在級期間の勤務成績を判定し、昇格の可否を決定しています。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業の概要

ア 保健事業

山形県市町村職員共済組合(以下「共済組合」)が実施主体となり、主に下記のような保健事業を行っています。

各種健診

共済総合健診、婦人科検診、退職前人間ドック助成、一般人間ドック助成、配偶者健診助成、
歯周病検診助成、禁煙外来助成

健康増進事業

健康管理事業

健康生活支援事業

イ 給付事業

共済組合、山形県市町村職員互助会及び東根市職員厚生会において、主に次のような給付事業を行っています。

埋葬料、死亡弔慰金、入院・傷病見舞金、出産費、出産祝金、結婚祝金

ウ 貸付事業

共済組合において、次の貸付事業を行っています。

住宅貸付、在宅介護対応住宅貸付、普通貸付、特別貸付(医療、入学、修学、結婚、葬祭)

(2) 公務災害の状況(平成17年度)

区分	認定件数
公務上の災害	4件
通勤による災害	0件

8 公平委員会の業務の報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置の要求の制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

ア 平成17年度処理状況

平成16年度末 係属件数	平成17年度中 要求件数	平成17年度中処理件数		平成17年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

イ 平成17年度に処理した事案の概要

処理状況	要求事項
なし	

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立ての制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、その処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものです。

ア 平成17年度処理状況

平成16年度末 係属件数	平成17年度中 申立件数	平成17年度中処理件数		平成17年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

イ 平成17年度に処理した事案の概要

処理状況	審査方法	処分内容	処分理由
なし			